

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(復興防災部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 復興危機管理室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>林野火災復旧復興推進担当の分掌事務</p> <p>(1) 令和7年大船渡市林野火災による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>医務担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 病院、診療所及び助産所に関すること。</p> <p>(4)～(13) [略]</p> <p>[略]</p> <p>8 [略]</p> | <p>(復興防災部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 復興危機管理室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>林野火災復旧復興推進担当の分掌事務</p> <p>(1) 令和7年大船渡市林野火災及び令和8年大槌町林野火災による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>医務担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設に関すること。</p> <p>(4)～(13) [略]</p> <p>[略]</p> <p>8 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。